

チリの酒税

(パネル報告 WT/DS87/R, WT/DS110/R, 提出日:1999 年 6 月 15 日 採択日:2000 年 1 月 12 日)

(上級委員会報告 WT/DS87/AB/R, WT/DS110/AB/R, 提出日:1999 年 12 月 13 日 採択日:2000 年 1 月 12 日)

【はじめに】

日本酒税Ⅱ事件パネル報告・上級委員会報告により日本の焼酎課税措置が GATT3 条 2 項違反とされた後(1996 年 6 月 21 日パネル報告、1996 年 10 月 4 日上級委員会報告)、韓国の soju 課税措置及びチリのピスコ課税措置について同様の紛争が WTO 紛争処理に持ち込まれ、韓国の酒税法等も 3 条 2 項違反とされた(1998 年 9 月 17 日パネル報告、1999 年 1 月 18 日上級委員会報告)。本件のチリのピスコ課税措置についても、パネル・上級委員会とも、GATT3 条 2 項違反を認定した。

本件の中心論点は、蒸留酒の中での分類をなくし、アルコール度数別の従価税とするチリの新制度(2000 年 12 月 1 日から施行)が GATT3 条 2 項第 2 文の適用上問題となる「そのような課税されない(not similarly taxed)」の要件と「国内生産に保護を与えるように」それが適用されることという要件に照らしてどのように評価されるかというものである。この新制度は、日本の税法が GATT3 条 2 項違反とされた後、E C に同様の問題で提訴されたチリが、韓国も同様の提訴を受けている最中の 1997 年 11 月 13 日に大統領が署名した法律 19,534 号により(同年 12 月 1 日施行)、移行期間を置いた後、2000 年 12 月 1 日から導入することとしたものである。その法律施行前の措置はもちろん、パネルでは判断対象とされた移行期間中の措置も、そのスタイルは日本・韓国と同様の課税措置であり、GATT3 条 2 項第 2 文違反であることはほとんど自明であって、上級委員会にも持ち込まれていない。以下では、その中心論点に焦点を絞って、事実関係とパネル報告の概要を紹介した上で、上級委員会報告の要旨を掲げ、最後に、若干のコメントをすることとする。

【事実の概要】

1. 手続経過

1997 年 6 月 4 日、E C はチリに対し、チリの酒類特別販売税に基づく課税措置に関して協議要請を行った。同年 7 月 3 日に協議が行われ、ペルー、アメリカ、メキシコ

がこの協議に第三国参加した。協議不調を受け、同年10月3日、ECはパネル設置要請をした。カナダ、メキシコ、ペルー、アメリカが第三国参加の権利を留保した。同年11月18日、DSBはパネル設置を決定した。

1997年12月15日、ECはチリに対し、酒類に対する付加税措置についても協議要請を行い、翌16日、アメリカもチリに対して同様の協議要請を行った。1998年1月28日、チリとEC・アメリカの共同協議が行われ、ペルーとメキシコがこれに第三国参加した。協議不調を受け、同年3月9日、ECはパネル設置要請をした。同年3月25日のDSBで、1997年11月18日に設定決定されたパネルがこの問題も扱うこととされた。カナダ、メキシコ、ペルー、アメリカが第三国参加の権利を留保した。

パネルは1998年10月6、7日及び11月11日に実質審議を行った。

1999年6月15日にチリの措置をGATT3条2項第1文違反とするパネル報告が提出された。

1999年9月13日、チリ上訴。メキシコ、アメリカも第三国として陳述書提出。同年10月20日に口頭弁論がなされた。

そして、1999年12月13日に上訴を退ける上級委員会報告が提出された。

2. 問題の措置

問題の措置は、法律19,534号による酒類付加税措置(ILA)である。これは、酒類の販売・輸入に関する従価税である。法律19,534号は1997年11月13日に大統領が署名し、同年12月1日に施行された法律であり、2000年11月30日までの移行期間と同年12月1日からとに分けて規定している。1997年11月30日までの制度では、ピスコ、ウィスキー、その他の3つに蒸留酒を分類し、それぞれ異なる税率を適用するものであったが、1997年12月1日から2000年11月30日までの移行期間においては、ピスコ、ウィスキー、その他という3分類は同じであるが、ウィスキーの税率だけが次の表1の通り低減することとされている。

表1

	ウィスキー	ピスコ	その他
1997年11月30日まで	70%	25%	30%
1998年11月30日まで	65%	25%	30%
1999年11月30日まで	59%	25%	30%
2000年11月30日まで	53%	25%	30%

2000 年 12 月 1 日以降の制度(以下、「新制度」という。)では、次の表の通り、酒類の中での分類を廃止し、すべての蒸留酒にアルコール度数に応じて課税することとされている。

表 2

アルコール度数	従価税率
35° 以下	27%
36° 以下	31%
37° 以下	35%
38° 以下	39%
39° 以下	43%
39° を超える	47%

パネルの認定によると、国産蒸留酒の約 75%に 27%の税率が適用されるのに対し、輸入蒸留酒の 95%以上に 47%の税率が適用されることになる(7. 158)(この点をチリは争っていない)。

なお、チリでは、Decree 98/1986 により、いくつかの蒸留酒について、「ウィスキー」等の名称を称することができる最低アルコール度数が次の表 3 の通り定められている。

表 3

ウィスキー・ラム・テキーラ・ジン	40°
ブランディー・コニャック・アルマナック	38°
aguadiente、フルーツ aguadiente、グラパ	30°
フルーツ・リキュール	25-34°
anisettes	25-40°
ビター	25-30°
カクテル	12-16°
その他のリキュール	25-28°

【パネル報告の要旨】

チリ産の蒸留酒であるピスコを優遇するチリの措置は、いずれも GATT3 条 2 項第 2 文違反である。

以下、上級委員会に持ち込まれた 2000 年 12 月 1 日以降の新制度に関する部分の要旨を掲げる。

A. 最高税率 47%と最低税率 27%との差異は de minimis ではない。4%という各カテゴリーの差異も de minimis ではない(7.110)。比較すべき産品グループの中で、輸入産品のいくつかは国内産品のいくつかとは異なる課税をされており、その差異は de minimis ではない(7.113)。したがって、輸入産品に対する異なる課税の程度は de minimis を超えるものである(8.1)。

B. 日本酒税 II 事件上級委員会報告で示されているように、問題は措置がそのように適用されているかであり、これは、その措置のデザイン、仕組み及び構造を検討することによって認定すべきである(7.115)。そして、重要なことは、誰が利益を得るかである(7.123)。

チリの新制度は、構造上、(1)国産品の多くが最低税率を享受し、輸入品のほとんどには最高税率が課されること、(2)アルコール度数 35%から 39%という狭いレンジを細分化して、大きな税率差をつけていること、(3)名称に関する別の制度(Decree 98/1986、表 3 参照)と相まって、輸入品は「ウィスキー」等の名称を用いたければ高い税率が適用されるアルコール度数を維持せざるを得なくなっていること、(4)法律上規定された法目的(チリは、税収の確保、日本・韓国のようなタイプの差別の廃止、アルコール摂取の抑制、税制改革が後退することを最小限に留めることを挙げている(7.147))とその措置の結果とが結びついていないこと(もちろん、法目的自体の正当性はパネルの関知するところではなく、また、法目的が正当であればそれだけで措置が正当化されるわけではない)、(5)新制度が、法律上輸入産品を差別していた過去の制度及び現在の制度を引き継ぐものであること、以上のことから、新制度は「国内生産に保護を与えるように」という要件は具備されていると判断する(7.159)。

【上訴された論点】

上級委員への上訴理由は以下の 4 点である(当事国の主張の内容は上級委員会報告の要旨の中で触れる)。

- A. GATT3 条 2 項第 2 文に関して付属書 I に規定された「そのように課税されない(not similarly taxed)」という要件についてパネルのした解釈の当否。
- B. GATT3 条 2 項第 2 文が、「前項に定める原則」に言及することによって組み込んでいる「国内生産に保護を与えるように」という要件についてパネルのした解釈の当否。
- C. パネルは認定及び勧告をするにあたって DSU12.7 により必要とされる「基本的な理由」の記載を怠っているか。
- D. パネルは「そのように課税されない」及び「保護を与えるように」という文言の解釈を通じて WTO 加盟国に新たな権利義務を追加してはならないと定める DSU3.2 及び 19.2 に違反しているか否か。

【上級委員会報告の要旨】

A. 「そのように課税されない」の解釈について：

まず、3 条 2 項第 2 文適用上の①「直接競争・代替可能産品」であること、②「そのように課税されない」こと、及び③「国内生産に保護を与えるように」という 3 要件をパネルはすべて具備する旨判断しているが、①の点については上訴されていないので、この点は上級委員会としても具備されたものとして扱う(47-48)。

チリは、新制度は、原産国に関わらず、アルコール度数と価格という同一の客観的基準ですべての蒸留酒に平等に課税するものであり、上記の②の要件を満たさない旨主張している。

日本酒税Ⅱ事件上級委員会報告で示されているように、②の要件は、de minimis を超える差異がある場合に具備されたものと判断すべきである。国産蒸留酒の約 75% に 27%の税率が適用されるのに対し、輸入蒸留酒の 95%以上に 47%の税率が適用されることになるとのパネルの認定をチリは争っておらず、これを前提とする(50)。

チリの主張は、アルコール度数により分類された同一のカテゴリーの中で比較すべきであり、異なるカテゴリーとの間での比較をすべきではないというものであると理解することができる(51)。しかし、直接競争・代替可能産品とされたのは、そのような狭いカテゴリーの中の産品同士ではなく、蒸留酒全体なのである(52)。そうすると、輸入品のほとんどに 47%の課税がなされ、国産品のほとんどに 27%の課税がなされることは、パネルが判断したように、de minimis を超える差異であるとい

うべきである(53)。

B. 「国内生産に保護を与えるように」という要件について：

チリは、新制度のデザイン、仕組み及び構造上、広く認められ客観的基準(アルコール度数と価格)を用いたものであり、「国内生産に保護を与えるように」適用されるものではないと主張している。しかし、いかなる目的のためにいかなる制度を作るかは国家の主権事項であるが、GATT 上の義務に反することはできず、アルコール度数という基準であれ何であれ、「国内生産に保護を与えるように」適用されてはならないのである(60)。

パネルが判断している通り、新制度の構造上、税率が急激な上昇を始めるアルコール度数 35%という数字は、国内産品と輸入産品とを分ける境界とほぼ一致しているために、国内産品の多くが最低税率を享受し、輸入品のほとんどには最高税率が課される結果となっている(63-66)。

また、チリは、法目的と措置の結果との関係がどうであるかということは、「国内生産に保護を与えるように」という要件の判断と無関係であると主張している(70)。しかし、チリが措置の構造が法目的に合致していることを証明できれば、その構造が「国内生産に保護を与えるように」作られたものであるとの推定を覆すことができるであろうが、チリがそれをしない以上、上記の推論は維持されるべきである(71)。

パネルは、新制度の仕組みがなぜ法目的達成のために「必要」かを問題としているように読める箇所があり(7. 149)、そのような必要性を問題とすることは適切ではないが、しかし、パネルの趣旨は必要性を要求するわけではなく、法目的から制度が説明できるかを問題とするものであると解される(72)。

パネルは、新制度が「国内生産に保護を与えるように」適用されていることの理由の一つとして、チリの別の制度(Decree 98/1986)と相まって、輸入産品は「ウィスキー」等の名称を称したければ高い税率を甘受せざるを得なくなっていることも指摘しているが(7. 155, 7. 159)、これは適用ではない。なぜならば、チリ法はアルコール度数の低い蒸留酒の輸入を禁止しているわけではなく、アルコール度数以外の基準も用いて酒類の名称を規制している。このような規制は多くの市場に存在するものである。したがって、この点は考慮すべきではない(73)。

また、パネルは内外差別をしていた旧制度や現行制度との論理的関係があること

を指摘しているが、これも適切ではない。WTO加盟国は、過去に GATT 違反行為をしていたからといって、新しい制度もそうであるという bad faith 的推定を受けるべきではない(74)。

もつとも、パネルが「国内生産に保護を与えるように」という要件が具備されている理由として挙げた中に上記 2 点のような誤りがあるとしても、その他の理由により結論は維持されるべきである(75)。

C. 「基本的な理由(basic rationale)」(DSU12.7)について：

パネルは、適用する法原則を明らかにし、関係する事実を認定し、「そのように課税されない」という要件に関する結論を導く理由を示しているので、十分に DSU12.7 の要件を満たすものである(78)。

D. 新たな権利義務を追加しているか否かについて：

パネルの判断は、上記の通り若干の問題はあるものの、法的誤りを犯すものではなく、新たな権利義務を追加しているわけではない(79)。

結論：B の論点に関して、パネル報告書 para. 7.159 の 5 つのファクターのうち、(3) と(5)は改めるべきであるが、他の点は、A から D まですべてパネル判断を是認する。

上級委員会は、DSB がチリに対し、酒税措置を 1994 年 GATT 上の義務と整合的にするよう求めることを勧告する。

【コメント】

1. 全体

本件の中心論点は、はじめに述べたように、蒸留酒の中での分類をなくし、アルコール度数別の従価税とするチリの新制度(2000 年 12 月 1 日から施行)が GATT3 条 2 項第 2 文の適用上問題となる「そのように課税されない(not similarly taxed)」の要件と「国内生産に保護を与えるように」の要件に照らしてどのように評価されるかという点である。

パネルも上級委員会も、ともに、そのような制度であっても、国産蒸留酒の約 75% に 27%の税率が適用されるのに対し、輸入蒸留酒の 95%以上に 47%の税率が適用されることになるという事実関係のもとでは、GATT3 条 2 項第 2 文違反であるとした。そこで、「そのように課税されない」の要件と「国内生産に保護を与えるように」の要件の判断に分けて、その理由付けを検討してみよう。

2. 「そのように課税されない」という要件について

この点は、比較対象品目をどう設定するかによって結論は自ずから明らかである。すなわち、税率区分に用いられたアルコール度数ごとのそれぞれグループの中で比較を行えば、同じ従価税率が賦課されているのであるから、同一課税であるという結論となるが、他方、その税区分ではなく、蒸留酒全体の中で比べれば、最低税率 27%、最高税率 47%であるので、これが de minimis を超えるものであるとの結論に至るのであって、いずれも入り口さえ決まれば結論は明らかである。これについて、パネルも上級委員会も、比較対照すべきなのは「直接競争・代替可能産品」の間であって、これが蒸留酒全体とされる以上、後者の入り口、すなわち、蒸留酒全体の中での比較すべきである旨判示している。「直接競争・代替可能産品」であるか否かの論点について yes という解が与えられている以上、これは、ごく当然のことであろう。

もっとも、では、蒸留酒について、たとえばアルコール度数が極めて低い産品(たとえば 3%以下)と極めて高い産品(たとえば 70%以上)が、必ず「直接競争・代替可能産品」と言えそうではなく、具体的な市場において個別に検討するまでもなく、おそらくは、全く異なる需要に応える産品であって、前提条件が異なることになる。したがって、あくまで、上記の判断は、本件で問題となった産品がすべて「直接競争・代替可能産品」とされるようなものであったことを前提とするものであって、何らかの客観的基準で産品を区別することが常に「そのように課税されない」という要件を具備することになってしまうというわけではない(もちろん、この要件が具備されただけで GATT 不整合となるわけではなく、他の要件審査が必要である)。

3. 「国内生産に保護を与えるように」の要件について

パネルも上級委員会も適用している法原則は同じであり(日本酒税Ⅱ事件上級委員会報告で示された原則)、措置の構造等を客観的に判断して、「直接競争・代替可能産品」に「そのように課税されない」措置とされたものが「国内生産に保護を与えるように」適用されるか否かを審査している。

そして、パネルは、(1)国産品の多くが最低税率を享受し、輸入品のほとんどには最高税率が課されること、(2)アルコール度数 35%から 39%という狭いレンジを細分化して、大きな税率差をつけていること、(3)名称に関する別の制度と相まって、輸入品は「ウィスキー」等の名称を用いたければ高い税率が適用されるアルコール度数を維持

せざるを得なくなっていること、(4)法律上規定された法目的とその措置の結果とが結びついていないこと、(5)新制度が、法律上輸入産品を差別していた過去の制度及び現在の制度を引き継ぐものであること、以上の理由から、「国内生産に保護を与えるように」という要件の具備を認定した(7.159)。しかし、上級委員会は、このうち、(3)と(5)は不適切な理由であるとし、残りの理由だけから同じ結論を導いたのである(75)。

まず、(3)の理由付けが不適切である根拠として、上級委員会によれば、アルコール度数の低い蒸留酒の輸入をチリは禁止していないことと、名称に関する規制が他の多くの国でも採用されていることを指摘しているだけである。しかし、このような根拠では説明にはなっていないというべきである。すなわち、前者の理由は別の事柄であって、名称に関する規制との組み合わせを考えてはならないという理由にはなっていない。また、後者の点も、他の多くの国にもあれば許されるということにはならず、それが正当な政策目的を有していれば GATT 上許されるというものではないことは上級委員会自身が繰り返し述べているところであるからである。上級委員会としては、これらを除いても同じ結論を導くことができるのだから、多くの国にある名称に関する規制が問題として取り上げられることを懸念したものと推測されるが、事実上の差別が生ずる以上、この点を考慮してはならないという必要はないように思われる。

他方、(5)の点は、そもそもパネルがこれをどのような趣旨でのべているか定かではなく、具体的な根拠もなく、過去に違法な措置をとって、それを新しい装いで覆い隠すことを意図していると言うことは理由にはなっていないというべきであり、これについては上級委員会の判断の賛成する。

なお、パネルは重要なことは、誰が利益を得るかであるとし(7.123)、上級委員会もこれを引用している(56)。措置をとった国は全く予想だにしくなくても、結果としてそのような扱いを国内生産者に与えることになれば GATT3 条 2 項第 2 文違反は認定されるのであって、本質をつく簡単なメルクマールであるということができよう。

【参考文献】

GATT3条についての最近の文献として、内記香子「GATT第3条の内国民待遇義務における「同種の産品」の判断基準」国際公共政策研究3巻1号207頁(1998)及びそこに引用されている文献参照。

(道垣内正人)